

令和5年度「年末年始の交通事故防止運動」実施要綱

1 目的

年末年始は、夕暮れ時や夜間の交通事故が増加する傾向にあることから、県民総ぐるみで交通事故防止運動を展開し、広く県民に交通安全意識を持たせ、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることで、交通事故の防止を図る。

2 主唱

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

3 推進機関

県，県警察，各市町村

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会構成機関・団体

4 運動期間

令和5年12月10日（日）～令和6年1月10日（水）

5 スローガン

『年末年始 ルールとマナーで かごしまじ鹿児島路』

6 運動の重点

- (1) 夕暮れ時，夜間の交通事故防止
- (2) 自転車乗車用ヘルメットの着用推進
- (3) 飲酒運転の根絶

7 運動重点の選定理由等

- (1) 夕暮れ時，夜間の交通事故防止

(選定理由) 令和4年中，夕暮れ時と夜間に発生した交通事故636件のうち，176件（約27.7%）が11月と12月に発生している。

この時期は，一年の中で夜の時間帯が一番長いことや，日没とともに辺りが急激に暗くなるため，運転者・歩行者ともに視認性が下がり，重大な交通事故の発生が増加する傾向にあるため。

- (推進事項)
- ・ 「プラス1（ワン）運動」の展開
（道路横断中の左側確認，夜光反射材，明るい服装）
 - ・ 「3（サン）ライト運動」の実践
（早め，原則上向き，トンネル内）
 - ・ 街頭での交通安全指導及び歩行者保護誘導活動の推進
 - ・ 自転車利用者の夜間におけるライト点灯の徹底と夜光反射材用品の取付け等の推進

- (2) 自転車乗車用ヘルメットの着用推進

(選定理由) 令和4年中，自転車利用中の交通事故死傷者数297人のうち，ヘルメット着用者は53人で，着用率は17.8%であるとともに，令和5年8月末現在においても，自転車利用中の交通事故死傷者数

173人のうち、ヘルメット着用者は31人で、着用率は17.9%と低調である。

また本年7月、警察庁が実施した自転車乗車用ヘルメットの全国一斉調査において、本県のヘルメット着用率は10.6%で、全国平均の13.5%を下回っていることから、自転車利用者に対するヘルメットの着用意識について醸成を図る必要があるため。

- (推進事項)
- ・ 「かごしま自転車条例」の更なる理解促進
 - ・ 乗車用ヘルメット着用の重要性に対する広報啓発
 - ・ 街頭における乗車用ヘルメット着用に係る安全指導

(3) 飲酒運転の根絶

(選定理由) 令和4年中、飲酒運転事故は35件発生し、そのうち7件(約20.0%)が11月と12月に発生している。

この時期は、忘年会など飲酒の機会が多くなり、飲酒運転による交通事故の発生が懸念されることから、県民一人一人が「飲酒運転をしない、させない」という機運を醸成する必要があるため。

- (推進事項)
- ・ 「飲酒運転8(やっ)せん運動」と「ハンドルキーパー運動」の推進
 - ・ 家庭・地域・職場等における「飲酒運転を許さない環境作り」の推進
 - ・ 飲酒運転の危険性、悪質性についての周知
 - ・ アルコールが身体に及ぼす影響や分解に要する時間などの正しい知識の理解
 - ・ 安全運転管理者による運転前後の目視による運転手の酒気帯びの有無確認とアルコール検知器使用の推進

— * 飲酒運転8(やっ)せん運動 * —

- 酒を飲んだら運転しません
- 運転するなら酒は飲みません
- 酒を飲んだ人には運転させません
- 酒を飲んだ人には車は貸しません
- 運転する人に酒はすすめません
- 酒を飲んだ人の車には同乗しません
- 使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしません
- 酒を飲んだら自転車も乗りません

— * ハンドルキーパー運動 * —

自動車で飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届けるというもので、「乗るなら飲むな、飲むなら乗るな」を実践する、飲酒した人にハンドルを握らせない運動